

改正

昭和四一年 五月一〇日規則第三三号
昭和四五年 七月 一日規則第六四号
昭和五〇年 四月 一日規則第二九号
昭和五七年一〇月 一日規則第六〇号
昭和五九年 三月三十一日規則第一八号
昭和六〇年 四月 一日規則第三四号
昭和六三年 四月 一日規則第一七号
平成 八年 六月一一日規則第三九号
平成一一年 四月 一日規則第四一号
平成一五年一〇月二一日規則第七一号
平成一八年 三月二〇日規則第九号
平成一八年 四月 一日規則第三〇号
平成一九年十一月一九日規則第九四号
平成二〇年 四月一七日規則第四六号
平成二三年 四月 一日規則第一九号
平成二四年 一月二六日規則第四号
平成二四年 五月一〇日規則第五七号
平成二五年 九月 五日規則第四八号
平成二五年一二月二六日規則第五八号
令和 二年 三月三〇日規則第二五号
令和 二年一二月二八日規則第七六号
令和 二年一二月二八日規則第七七号
令和 四年 五月三〇日規則第三八号
令和 七年 三月三十一日規則第一九号

広島県契約規則をここに公布する。

広島県契約規則

広島県契約規則（昭和三十四年広島県規則第十七号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 一般競争契約（第十四条—第二十六条）

第三章 指名競争契約（第二十七条・第二十八条）

第四章 随意契約（第二十九条—第三十二条）

附則

第一章 総則

（この規則の趣旨）

第一条 県が締結する契約に関する事務の取扱いについては、法令、条例又は他の規則に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（契約書の作成等）

第二条 知事又は契約について知事の委任を受けた者若しくは機関（以下「契約担当職員」と総称する。）は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

一 契約履行の場所

二 契約金の支払又は受領の時期及び方法

三 監督及び検査

四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除

五 危険負担

六 契約に関する紛争の解決方法

七 その他必要な事項

2 契約担当職員は、次に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

一 契約金額が百五十万円（外国で契約する場合は、二百万円）未満である指名競争契約又は随意契約をするとき。

二 競り売りに付するとき。

三 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

四 第一号に規定する随意契約以外の随意契約について、契約担当職員において契約書を作成する必要がないと認めるとき。

3 契約担当職員は、前項第一号又は第四号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、次に掲げる場合には、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

一 建設工事（建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）が適用されるものに限る。）の請負契約をするとき。

二 契約金額が五十万円以上である随意契約をするとき。

（契約書の記名押印）

第三条 契約担当職員は、契約書に職氏名を記して印を押さなければならない。

（契約保証金）

第四条 契約担当職員は、県と契約を結ぶ者に契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。

二 契約の相手方が保険会社との間に県を債権者とする履行保証委託契約を締結し、当該履行保証委託契約に係る履行保証証券を提供したとき。

三 法令、条例又は他の規則に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。

四 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、買受人が直ちに代金を納付するとき。

五 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の五第一項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくは競り売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。

一 政府の保証のある債券

二 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）

- 三 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- 四 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- 五 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- 六 インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行う事務の手続（以下「インターネット公有財産等売却システム」という。）による入札における当該システムを管理する事業者の保証
(担保の価値)

第五条 前条第二項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- 一 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治四十一年勅令第二百八十七号）の例による金額
- 二 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の十分の八に相当する金額
- 三 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
小切手金額
- 四 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条第一項の規定により指定した金融機関の手形割引率によつて割り引いた金額）
- 五 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 その保証する金額
- 六 インターネット公有財産等売却システムによる入札における当該システムを管理する事業者の保証 その保証する金額
(履行を委託すること等の禁止)

第六条 契約担当職員は、契約の相手方が第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせない旨を契約の相手方に約定

させなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

(契約保証金の還付)

第七条 契約担当職員は、契約の相手方が契約の一部を履行したときは、第四条第一項の契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）の一部を還付することができる。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第八条 契約担当職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、地方自治法第二百三十四条の二第一項の監督を行う職員の職務と同項の検査を行う職員の職務を兼ねさせてはならない。

(部分払の限度額)

第九条 契約により工事、製造若しくは修繕の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における支払金額は、工事、製造又は修繕についてはその既済部分に対応する代価の十分の九（性質上可分の工事、製造又は修繕にあつては、その完済部分に対応する代価の全額）、物件の納入についてはその既納部分に対応する代価に相当する金額を超えてはならない。

2 前項の規定により部分払をする場合において、施行令第百六十三条第三号又は附則第七条に規定する経費の支払につき前金払をしているときは、同項の規定により支払うべき金額から、当該前金払金額に、工事、製造又は修繕にあつてはその出来形歩合、物件の納入にあつてはその納入の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

(契約履行届)

第十条 契約担当職員は、契約の相手方が工事、製造若しくは修繕又は物件の納入を完了したときは、その旨を届け出させなければならない。

(履行遅滞による損害賠償)

第十一条 契約担当職員は、契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らない場合は、契約の相手方に遅延日数に応じ、契約金額（性質上可分の工事、製造若しくは修繕又は物件の買入れの契約において完済した部分又は既納の部分があるときは、その完済した部分を除く部分又は未納の部分に対応する代価に相当する額）につき年十四・五パーセントの割合で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

2 前項の損害賠償金は、県の当該契約の相手方に対する債務と相殺することができる。

(前払金に係る契約等の履行遅滞による損害賠償等)

第十二条 契約担当職員は、施行令第百六十三条第三号及び第四号並びに附則第七条に規定する経費について前金払をした場合において契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限ま

でに契約による義務を履行し終らないときは、前条第一項の損害賠償金のほか、契約の相手方に遅延日数に応じ、支払済の前金払金額（第九条第二項の規定により部分払の支払につき控除した金額がある場合は、その控除した金額を当該前金払金額から控除した金額）につき年十四・五パーセントの割合で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

2 契約担当職員は、前金払をした契約を契約の相手方の責めに帰すべき理由により解除した場合において当該前金払金額から既済部分のうち引渡しを受けた部分又は既納部分に対して支払うべき金額を控除して残額があるときは、契約の相手方に当該金額を返還させなければならない。この場合において返還金額につき前金払をした日から返還した日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合で算定した金額を利息として納めさせなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の損害賠償金並びに前項の返還金及び利息について準用する。

（契約の解除）

第十三条 契約担当職員は、契約の相手方が次に掲げる場合に該当すると認めたときは、契約を解除することができる旨を契約の相手方と約定しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により約定する必要がある事項については、この限りでない。

一 契約の相手方がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき（債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。）。

二 債務の全部の履行が不能であるとき。

三 契約の相手方がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 債務の一部の履行が不能である場合又は契約の相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約の相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方がその債務の履行をせず、履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 契約担当職員は、契約の相手方が次に掲げる場合に該当すると認めたときは、契約の一部を解除することができる旨を契約の相手方と約定しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により約定する必要がある事項については、この限りでない。

- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
- 二 契約の相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 契約担当職員は、契約を解除するときは、その旨を相手方に通知しなければならない。
- 4 契約担当職員（知事を除く。）は、契約を解除したときは、その旨を知事に報告しなければならない。

第二章 一般競争契約

（入札保証金）

第十四条 契約担当職員は、一般競争入札に参加しようとする者に見積金額（インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合にあつては、予定価格）の百分の五以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
 - 二 一般競争入札に参加しようとする者が銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関又は保証事業会社と当該入札に係る契約の履行について保証契約の予約をし、当該保証契約の予約に係る証書を提供したとき。
 - 三 施行令第百六十七条の五第一項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 第四条第二項及び第五条の規定は、前項の規定による入札保証金の納付について準用する。

（入札保証金の還付等）

第十五条 契約担当職員は、次条の規定による公告において次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 落札者が納付した前条第一項の入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。）は、落札者が第四条第一項の規定により契約保証金を納付するときはその納付の際に、同条第二項の規定により契約保証金の納付に代えて担保を提供するときはその提供の際に、同条第一項ただし書の規定により契約保証金の納付を免除されたときは契約書に印を押し、又は契約の履行に着手した際に還付すること。
- 二 入札に関し不正の行為があつたときは、前条第一項の入札保証金は県に帰属すること。

（入札の公告）

第十六条 契約担当職員は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少なくとも十日前（一件の予定価格が五千万円以上である建設工事の請負契約にあつては、十五日前）に県報、新聞紙、掲示その他の方法をもつて施行令第百六十七条の六第一項の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間は五日までに短縮することができる。

（入札について公告する事項）

第十七条 前条の公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 三 契約条項を示す場所及び日時
- 四 入札の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 無効入札に関する事項
- 七 前各号のほか、契約担当職員が必要と認める事項

（予定価格の設定）

第十八条 契約担当職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置かなければならない。ただし、電子情報処理組織（契約担当職員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して入札を行う場合には、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置くことに代えて、当該契約担当職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（当該ファイルに記録された情報が漏えいしないよう、適切な措置が講じられたものに限る。）に予定価格を記録することができる。

（予定価格の決定方法）

第十九条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（入札書の提出等）

第二十条 契約担当職員は、入札しようとする者に入札書（インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。））を作成させ、第十七条第四号の規定により公告した日時までに同号の規定により公告した場所に提出させなければならない。契約担当職員が必要と認めて入札しようとする者に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。

2 契約担当職員は、入札しようとする者が入札書（インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合における入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を除く。）の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所印を押さなければならない。

（無効入札）

第二十一条 契約担当職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とすることを入札の条件としなければならない。

- 一 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- 二 入札が取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- 三 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- 四 入札者が二以上の入札をしたとき。
- 五 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。
- 六 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があつたとき。
- 七 第十四条第一項の入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。
- 八 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- 九 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

（再度入札）

第二十二条 契約担当職員は、施行令第百六十七条の八第四項に規定する再度の入札をするときは、五回を超えてこれをしてはならない。

（入札期日の延期等）

第二十三条 天災地変その他やむを得ない理由が生じた場合においては、契約担当職員は、入札期日を延期し、又は入札手続を一時中止することができる。

（落札決定通知と契約締結）

第二十四条 契約担当職員は、落札者が決まつたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなけれ

ばならない。

- 2 契約担当職員は、当該契約につき契約書を作成する場合においては、落札者に前項の規定による通知を受けた日から五日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）以内に契約書に記名押印させなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

（再度公告入札の公告期間）

第二十五条 契約担当職員は、入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに、入札に付そうとするときは、第十六条の公告の期間を五日までに短縮することができる。

（競り売り）

第二十六条 本章の規定は、競り売りに付する場合に準用する。

第三章 指名競争契約

（入札者の指名）

第二十七条 契約担当職員は、指名競争入札に付するときは、競争に参加する者をなるべく五人以上指名しなければならない。

- 2 契約担当職員は、前項の場合においては、第十七条第一号及び第三号から第七号までに規定する事項並びに入札が一であるときは無効とする旨をその指名する者に通知しなければならない。

（一般競争に関する規定の準用）

第二十八条 第十四条、第十五条及び第十八条から第二十四条までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において、第十五条各号列記以外の部分中「次条の規定による公告」とあるのは「第二十七条第二項の規定による通知」と、第二十条第一項中「第十七条第四号の規定により公告した日時までに同号の規定により公告した場所」とあるのは「第二十七条第二項の規定により通知した日時までに同項の規定により通知した場所」とそれぞれ読み替えるものとする。

第四章 随意契約

（随意契約によることができる場合）

第二十九条 施行令第百六十七条の二第一項第一号に規定する規則で定める額は、別表上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額とする。

（施行令第百六十七条の二第一項第三号又は第四号の規定による随意契約の方法により契約を締結する場合の手続）

第三十条 契約担当職員は、施行令第百六十七条の二第一項第三号又は第四号の規定により随意契

約の方法による契約を締結しようとする場合は、あらかじめ、当該契約をしようとする物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 物品又は役務の名称及び契約の内容
- 二 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- 三 その他知事が必要と認める事項

2 契約担当職員は、前項の契約を締結したときは、速やかに、当該契約をした物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 物品又は役務の名称及び契約の内容
- 二 契約の相手方の名称及び住所
- 三 契約の相手方を決定した理由
- 四 その他知事が必要と認める事項

3 前二項の規定による公表は、縦覧その他の方法により行うものとする。

(予定価格の決定)

第三十一条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第十九条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第三十二条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の予定価格の入札執行前の公表)

2 知事が指定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務については、当分の間、第十八条及び第二十八条の規定にかかわらず、当該建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る入札を執行する前に当該建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の予定価格を公表することができる。

(公有財産及び物品処分の予定価格の入札執行前の公表)

3 公有財産及び物品の処分については、第十八条の規定にかかわらず、当該処分に係る一般競争入札を執行する前に当該処分の予定価格を公表することができる。この場合において、予定価格調書は、封書にしないことができる。

- 4 当分の間、第十一条第一項及び第十二条第一項に規定する損害賠償金又は同条第二項に規定する利息の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
- 5 前項の規定の適用がある場合における損害賠償金又は利息の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（昭和四一年五月一〇日規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

（昭和四十五年七月一日規則第六十四号抄）

（広島県契約規則の一部改正）

第四条 広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第十三条 第一条から第七条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定による改正後の規則に定める利息、延滞料、損害賠償金、違約金、延滞利子、延滞金、延滞償金及び遅延利息の額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則（昭和四五年七月一日規則第六四号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年四月一日規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年一〇月一日規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年三月三十一日規則第一八号）

この規則は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年四月一日規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年四月一日規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年六月一日規則第三九号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成一一年四月一日規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月二一日規則第七一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月二〇日規則第九号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月一日規則第三〇号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七条の二の改正規定、第十条の改正規定、第四十四条第九項の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十七条の改正規定、第六十二条を第六十三条とし、同条の前に一条を加える改正規定附則第二項及び附則第三項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年十一月一九日規則第九四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一七日規則第四六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年四月一日規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一月二六日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年五月一〇日規則第五七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に一般競争入札の公告をしている入札保証金については、なお従前の例

による。

附 則（平成二五年九月五日規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一二月二六日規則第五八号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（第二条を除く。）による改正後の各規則の規定は、平成二十六年一月一日以後に新たに行われた契約の締結、使用許可又は貸付けの決定について適用し、同日前に行った契約の締結、使用許可又は貸付けの決定については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三〇日規則第二五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（令和二年一二月二八日規則第七六号）

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日規則第七七号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条から第三条まで、第五条、第七条から第十五条まで及び次項の規定は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の広島県契約規則附則第四項、第二条の規定による改正後の広島県公舎管理規則附則第四項、第三条の規定による改正後の広島県公有財産管理規則附則第七項、第九条の規定による改正後の広島県理学療法士等修学資金貸付規則附則第四項、第十条の規定による改正後の広島県獣医師修学資金貸付規則附則第三項、第十一条の規定による改正後の広島県看護師等修学資金貸付規則附則第二項、第十二条の規定による改正後の広島県医師育成奨学金貸付規則附則第四項、第十三条の規定による改正後の広島県助産師修学資金貸付規則附則第二項、第十四条の規定による改正後の広島県未来チャレンジ資金貸付規則附則第三項及び第十五条の規定による改正後の広島県調理師等研修資金貸付規則附則第二項の規定は、令和三年一月一日以後の

期間に対応する損害賠償金、利息、延滞料又は延滞金について適用し、同日前の期間に対応する損害賠償金、利息、延滞料又は延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和四年五月三〇日規則第三八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和四年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の広島県契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に新たに落札決定通知を行う契約の締結について適用し、同日前に落札決定通知を行った契約の締結については、なお従前の例による。

附 則（令和七年三月三十一日規則第一九号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別表（第二十九条関係）

一 工事又は製造の請負	四、〇〇〇、〇〇〇円
二 財産の買入れ	三、〇〇〇、〇〇〇円
三 物件の借入れ	一、五〇〇、〇〇〇円
四 財産の売払い	一、〇〇〇、〇〇〇円
五 物件の貸付け	五〇〇、〇〇〇円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	二、〇〇〇、〇〇〇円